

誓 約 書

1 私は、JICA 海外協力隊奨学金事業（以下「本事業」という。） 奨学生（以下「奨学生」という。）として、次の事項を守ることを誓約します。

- (1) 修学先の国・地域の法令、社会秩序等に違反しないこと。
- (2) 奨学生およびJICA の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はしないこと。
- (3) 本事業の目的を理解し、修学先大学院における学則に従い教育研究活動に専念すること。
- (4) 修業期間中及び修業終了後最低3 年にわたって、モニタリング調査をはじめとした本制度の各種フォローアップに協力し、それ以降においても、JICA から依頼があった場合には各種調査等に協力すること。
- (5) 修学後は、応募書類の「社会還元計画」に基づき、国や社会に貢献する社会還元を行うこと。
- (6) 海外で修学する場合及び修学先プログラムによる国外でのフィールド調査等を行う場合には、外務省の「海外安全ホームページ」¹の海外安全情報のうち「レベル2：不要不急の渡航を止めてください。」以上に相当する国及び地域へは渡航しないこと、なお、レベル2以上に引き上げられた場合は、JICA（青年海外協力隊事務局²）に連絡の上、速やかに日本へ帰国すること。修学先及び修学先プログラムによる国外でのフィールド調査等の滞在先の国・地域の治安・状況によっては、滞在の中止・延期または帰国せざるを得ない可能性があるが、これらの事態が生じることを理解し、自己の責任において速やかに必要な対応を行うこと。その際、中止・延期または帰国に伴い発生する違約金、追加費用等についてJICA に請求しないこと。
- (7) 修学についてJICA が給付する奨学金の額を超えて必要となる金額については、自己の責任において支弁すること。
- (8) 修学先において債務を負った際は、自己の責任において弁済すること。

2 次の事項に該当した場合には、奨学生としての採用が取り消され、JICA より給付済の奨学金の一部又は全部の返還を請求された場合には、奨学金を返納することに異存ありません。

- (1) 提出書類（応募書類を含む。）に虚偽があったとき
- (2) 誓約書に違反する行為があったとき
- (3) JICA・奨学生・修学先指導教員等が、学位取得及び専門分野における研究遂行の可能性がないと判断したとき、及びその他修学の中止が適当であると認められたとき（やむを得ないとJICA が認めた場合を除く。）
- (4) 予定していた修学を開始できなかったとき（やむを得ないとJICA が認めた場合を除く。）
- (5) 学位取得前に修学を中止することになったとき（やむを得ないとJICA が認めた場合を除く。）
- (6) 定められた期間内に学位が取得できなかったとき（やむを得ないとJICA が認めた場合を除く。）
- (7) 報告義務のある各種報告書の提出がない、モニタリング調査への回答がないとき

3 修学に耐え得る健康状態であることを確約いたします。

（奨学生）

西暦 年 月 日 氏名（自署）

（留意事項）・JICA は誓約書を提出しない者は選考の対象としません。

- ・支援期間中の疾病、災害等に係る保障については、各自の責任において保険に加入してください。
- ・奨学生が誓約書に反したとJICA が判断した場合は、当該奨学生の実名等を公表することがあります。
- ・本用紙を印刷し署名の上、PDF 化しその他の書類と合わせてメールにて提出してください。

¹ 外務省の「海外安全ホームページ」の URL は以下のとおりです。<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

² 青年海外協力隊事務局連絡先：jvtpc-sinrosien1@jica.go.jp、Tel:03-5226-9323